

県南広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を廃止する。

平成24年3月23日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 342号
- 2 廃止の区間
 - (1) 一関市巖美町字祭時山国有林247林班は小班地先から字市野々原108番12地先まで
 - (2) 一関市巖美町字祭時山国有林247林班は小班地先から字市野々原108番101地先まで
- 3 廃止の期日 平成24年3月23日
- 4 廃止の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 期間 平成24年3月22日から同年4月22日まで